

越谷市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、介護保険法施行規則及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙。以下「国要綱」という。）において使用する用語の例による。

(総合事業の種類及び内容)

第3条 市は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス 居宅要支援被保険者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する事業をいう。

イ 通所型サービス 居宅要支援被保険者等に対し、集いの場等における日常生活上の支援又は機能訓練を提供する事業をいう。

ウ 介護予防ケアマネジメント 居宅要支援被保険者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようにケアマネジメントを行う事業をいう。

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防普及啓発事業 介護予防活動の普及及び啓発を行う事業をいう。

イ 地域介護予防活動支援事業 地域における住民主体の介護予防活

動の育成及び支援を行う事業をいう。

ウ 地域リハビリテーション活動支援事業 地域における介護予防の取組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業をいう。

(実施方法)

第4条 総合事業は、次の各号に掲げる総合事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 訪問型サービス及び通所型サービス 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）が居宅要支援被保険者等にサービスを提供した場合に、その要した費用について当該要居宅要支援被保険者等に対し、市が第1号事業支給費を支給することにより行う。
- (2) 介護予防ケアマネジメント 地域包括支援センター又は当該地域包括支援センターが委託した指定居宅介護支援事業所が行う。
- (3) 一般介護予防事業 市が直接実施するほか、介護予防等に資するサービスとして市との協働により着実に事業を実施することができる者として市長が認めた者が行う。

(訪問型サービス及び通所型サービスの費用の額)

第5条 指定事業者が実施する訪問型サービス及び通所型サービスの費用の額は、次の各号に掲げる総合事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額とする。この場合において、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 訪問型サービス 国要綱別添1の1に定める単位数に、1単位の単価（10円に、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成24年厚生労働省告示第94号。以下「単価告示」という。）に定める市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額）を乗じて得た額

(2) 通所型サービス 国要綱別添1の2に定める単位数に、1単位の単価（10円に、単価告示に定める市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額）を乗じて得た額

（第1号事業支給費の支給）

第6条 市長は、法第115条の45の3の規定により、前条に定める費用の額の100分の90（総合事業の利用者が、第1号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の80）に相当する額を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）への委託により、指定事業者に支給するものとする。

（第1号事業支給費の支給限度額）

第7条 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に該当する第1号被保険者に対する第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の支給限度額に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者の自立支援を推進するものとして市長が必要と認めた場合には、前項の支給限度額を超える額を支給限度額とすることができる。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第8条 市長は、国要綱別記1第2の1の（1）のアの（コ）及び（サ）に規定する高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

2 前項に掲げる高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2及び第29条の3の規定を準用する。

（指定事業者の指定基準）

第9条 指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次の各号に掲げる総合事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に従い事業を行わなければならない。

(1) 訪問型サービス 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成27年条例第54号。以下「平成27年改正条例」という。）

附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正条例による改正前の越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成26年条例第64号。以下「越谷市指定介護予防サービス等基準条例」という。）に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準

(2) 通所型サービス 平成27年改正条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正条例による改正前の越谷市指定介護予防サービス等基準条例に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準

（指定事業者の指定の申請等）

第10条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定（以下「指定事業者の指定」という。）の申請は、指定申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、指定事業者の指定をしたときは、当該指定を受けた者に対し、指定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 指定事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定事業者の指定の有効期間)

第11条 指定事業者の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(指定事業者の指定の更新等)

第12条 法第115条の45の6第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請は、指定更新申請書(第3号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、指定事業者の指定の更新をしたときは、当該指定の更新を受けた者に対し、指定更新通知書(第4号様式)により通知するものとする。

3 第10条第3項の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

(指定事業者の指定の変更の届出)

第13条 指定事業者は、第10条第1項の申請の内容に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に、変更届出書(第5号様式)により市長に届け出なければならない。

(指定事業者の廃止等の届出)

第14条 介護保険法施行規則第140条の62の3第4号の規定による廃止又は休止の届出は、廃止・休止届出書(第6号様式)により行うものとする。

2 指定事業者は、休止した事業を再開したときは、当該再開した日から10日以内に、再開届出書(第7号様式)を市長に届け出なければならない。

(指定事業者の指定の取消し等)

第15条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、指定取消・効力停止通知書(第8号様式)

により、当該指定事業者に通知するものとする。

(指定事業者の指定の制限)

第16条 市長は、指定事業者の指定については、第9条に規定する基準に適合する場合であっても、当該事業所の指定をすることにより、本市の総合事業の供給量を超過するときその他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じるときは、当該事業所の指定をしないことができる。

(指導及び監査)

第17条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者及び第4条第2号の規定により委託を受けて総合事業を実施する者に対し、指導及び監査を行うものとする。

(総合事業に係る利用手続き)

第18条 居宅要支援被保険者等は、総合事業を利用しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は当該地域包括支援センターが委託した指定居宅介護支援事業所が行うことができる。

(総合事業の利用料)

第19条 市長は、総合事業を国要綱別記1第2の1の(1)のアの(エ)の①の(a)又は(b)の方法により実施するときは、居宅要支援被保険者等に対し、総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(衛生管理等)

第20条 総合事業を実施する者(以下「実施事業者」という。)は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 実施事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しな

いように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持・個人情報の保護)

第21条 総合事業に従事する者は、総合事業を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この場合において、その守秘義務は、契約期間終了後においても同様とする。

(緊急時の対応及び報告)

第22条 実施事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の体調に急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、利用者の生命に関わるとき及び救急要請を行ったときは、その旨を市長に報告するものとする。

(事故発生時の対応及び報告)

第23条 実施事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故の際に採った処置等について正確に記録するとともに、その旨を市長に報告するものとする。

(苦情処理)

第24条 実施事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 実施事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 実施事業者は、提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 実施事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 実施事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 実施事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により、指定を受けたものとみなされた指定事業者に係る初回の有効期間については、第11条中「6年ごとに」とあるのは「当該指定を受けた日から3年を経過する日までに」とする。

受付番号

指定申請書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地

申請者

名 称

印

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者に係る指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ						
	名 称						
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 —) (ビルの名称等)				
	連絡先		電話番号			FAX番号	
	法人の種別		法人所轄庁				
	代表者の職名・氏名・生年月日		職名	フリガナ 氏 名		生年月日	
	代表者の住所		(郵便番号 —) (ビルの名称等)				
指定を受けようとする事業所の種類	フリガナ						
	名 称						
	事業所の所在地		(郵便番号 —) (ビルの名称等)				
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式		
介護保険事業所番号			(既に介護保険法に規定する事業所（施設）の指定又は許可を受けている場合)				
サービスの種類			指定年月日				
記入担当者			記入担当者 連絡先	(電話)	(FAX)		

備考

- 1 「受付番号」欄及び「事業所所在市町村番号」欄は、記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記載してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。

第2号様式（第10条関係）

指定通知書

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者について、下記のとおり指定をしましたので、越谷市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 申請者名
- 2 代表者の氏名
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 事業所番号
- 6 指定の年月日
- 7 サービスの種類

受付番号

指定更新申請書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地
申請者
名 称 印

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者に係る指定更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ										
	名 称										
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) (ビルの名称等)									
	連絡先	電話番号					FAX番号				
	法人の種類					法人所轄庁					
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名					フリガナ	生年月日			
		氏 名									
	代表者の住所	(郵便番号 —) (ビルの名称等)									
指定更新を受けようとする事業所の種類	フリガナ										
	名 称										
	事業所の所在地	(郵便番号 —) (ビルの名称等)									
	同一所在地において行う事業の種類	指定更新事業	既に指定を受けている 指定年月日	左記の指定の有効期間 満了年月日	様式						
	事業所番号						事業所区分				
記入担当者					記入担当者 連絡先	(電話)	(FAX)				

備考

- 1 「受付番号」欄及び「事業所所在市町村番号」欄は、記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「指定更新事業」欄は、今回更新申請するもののみについて、該当する欄に「○」を記載してください。
- 5 「既に指定を受けている指定年月日」欄は、今回の更新申請に係る現に指定を受けている指定年月日を記載してください。
- 6 「左記の指定の有効期間満了年月日」欄は、現に指定を受けている指定の有効期間満了年月日を記載してください。

第4号様式（第12条関係）

指定更新通知書

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者について、下記のとおり指定の更新をしましたので、越谷市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 申請者名
- 2 代表者の氏名
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 事業所番号
- 6 指定更新の年月日
- 7 サービスの種類

変更届出書

年 月 日

越谷市長 宛

事業者 所在地
名称
代表者氏名 印

次のとおり内容を変更しましたので、届け出ます。

		事業所番号									
指定内容を変更した事業所		名 称									
		所在地									
サービスの種類											
変更があった事項		変 更 内 容									
1	事業所の名称	(変更前)									
2	事業所の所在地、電話番号及びFAX番号										
3	申請者（法人）名称										
4	主たる事務所の所在地、電話番号及びFAX番号										
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名										
6	定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）										
7	事業所の建物の構造、専用区画等										
8	利用者の推定数										
9	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴										
10	サービス提供責任者の氏名、生年月日及び住所	(変更後)									
11	運営規程										
12	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要										
13	資産の状況（当該事業に関するものに限る。）										
14	利用者の定員										
15	従業員の職種及び員数										
16	併設施設の状況等										
17	第1号事業支給費の請求に関する事項										
18	役員の氏名、生年月日及び住所										
変 更 年 月 日		年 月 日									

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

第6号様式（第14条関係）

廃止・休止届出書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地

事業者 名称 印

代表者氏名

次のとおり事業の廃止・休止をしますので、届け出ます。

	事業所番号													
廃止・休止する事業所	名 称													
	所在地													
サービスの種類														
廃止・休止の別	廃 止 ・ 休 止													
廃止・休止する年月日	年 月 日													
廃止・休止する理由														
現にサービスを受けていた者に対する措置														
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日													

備考 廃止又は休止の日の1月前までに届け出てください。

第7号様式（第14条関係）

再開届出書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地

事業者 名称 印

代表者氏名

次のとおり事業の再開をしましたので、届け出ます。

	事業所番号
再開した事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
再開した年月日	年 月 日

備考 当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付して、再開した日から10日以内に届け出てください。

第8号様式（第15条関係）

指定取消・効力停止通知書

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者について、下記のとおり指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止しましたので、越谷市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第15条の規定により通知します。

記

- 1 事業者名
- 2 代表者の職名及び氏名
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 指定の取消年月日・停止期間
- 6 事業所番号
- 7 サービスの種類

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、越谷市を被告として（訴訟において越谷市を代表する者は越谷市長となります。）、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。